

熊谷市監査委員公告第2号

令和2年度産業振興部定期監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和3年6月16日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 鈴 木 理 裕

## 令和 2 年度産業振興部定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 国、県の補助金申請にあたり、規則に定められた課外合議がなされていないものがあつた。熊谷市予算規則第 22 条及び熊谷市会計事務規則第 24 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【商工業振興課、東部地域開発推進室、農業振興課、農地整備課】</p> <p>(2) 現金出納簿が未整備または必要な項目が記入されていない事例があつた。熊谷市会計事務規則第 90 条及び第 106 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【商工業振興課、農業振興課、農地整備課】</p> <p>(3) 収納金の払込みが遅れているものがあつた。熊谷市会計事務規則第 26 条第 1 項に基づき期限内に指定金融機関等に払い込むべきである。 【商工業振興課、農業振興課】</p> <p>(4) 農業集落排水施設使用料の分任出納員による領収に当たっては、熊谷市会計事務規則様式第 10 号(2)(第 25 条関係)の領収書を交付すべきである。また、滞納者に対する督促状には「督促」の文字を明記するなど熊谷市会計事務規則第 23</p>	<p>(1) 熊谷市予算規則及び熊谷市会計事務規則を順守し、適正な事務処理を行うよう徹底した。 【商工業振興課、東部地域開発推進室、農業振興課、農地整備課】</p> <p>(2) 現金出納簿の整備及び記入について、熊谷市会計事務規則に基づき適正な事務処理に努めることとした。 【商工業振興課、農業振興課、農地整備課】</p> <p>(3) 熊谷市会計事務規則に基づき期限内に振り込むよう改めた。 【商工業振興課、農業振興課】</p> <p>(4) 定期監査後、熊谷市会計事務規則に基づき現金領収書を交付するよう改めた。また督促状も「督促」の文字を明記するよう改めた。 【農地整備課】</p>

<p>条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p><b>【農地整備課】</b></p> <p>(5) 農業集落排水施設内での行政財産使用料について、前納されていないものがあつた。熊谷市行政財産の使用料に関する条例第4条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p><b>【農地整備課】</b></p> <p>2 支出事務</p> <p>(1) 旅費や委託料等の支払い根拠となる会議等の通知や業務完了通知等に文書収受のないものがあつた。熊谷市文書管理規程第8条等に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p><b>【商工業振興課、農業振興課、農地整備課】</b></p> <p>(2) 物品購入の際、徴取した見積書に日付の記入のないものがあつた。書類を確認し適正な事務処理を行うべきである。</p> <p><b>【農業振興課】</b></p> <p>3 契約事務</p> <p>(1) 予定価格50万円を超える業務委託が随意契約されていた。地方自治法第234条、地方自治法施行令第167条、167条の2及び熊谷市契約規則第36条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p><b>【農業振興課】</b></p>	<p>(5) 熊谷市行政財産の使用料に関する条例に基づき、前納で処理するよう改めた。</p> <p><b>【農地整備課】</b></p> <p>(1) 熊谷市文書管理規程に基づく文書収受の事務処理を行うよう周知徹底を図つた。</p> <p><b>【商工業振興課、農業振興課、農地整備課】</b></p> <p>(2) 業者から見積りを徴取した際に、その場で確認を行い、記入漏れの場合には、記入させるよう改めた。</p> <p><b>【農業振興課】</b></p> <p>(1) 今後、予定価格が50万円を超える場合、入札を行う。また、地方自治法、同施行令、熊谷市契約規則の各規定に基づき適正な事務処理を行う。</p> <p><b>【農業振興課】</b></p>
--	--

<p>4 補助金</p> <p>(1) 補助金交付要綱が未整備のものがあった。補助金等の交付に当たっては、公益上の必要性や透明性を確保するため、補助要件、対象経費、補助金額等の根拠を示す補助金交付要綱等を整備すべきである。</p> <p>【商工業振興課】</p> <p>5 負担金</p> <p>指摘事項なし</p> <p>6 財産管理</p> <p>(1) 備品登録漏れがあった。熊谷市物品管理規則第17条第1項及び第19条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>【商工業振興課】</p> <p>(2) すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていた。熊谷市物品管理規則第17条第1項及び第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>【商工業振興課、農業振興課】</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 市長公印が押印された原本が保管されていた。公印の意義を理解し、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>【商工業振興課】</p> <p>(2) 起案文書や復命文書の押印漏</p>	<p>(1) 補助金交付要綱を整備し、補助金交付の透明性や客観性を確保することとした。</p> <p>【商工業振興課】</p> <p>(1) 熊谷市物品管理規則に基づく適正な事務処理を行うよう徹底する。</p> <p>【商工業振興課】</p> <p>(2) 熊谷市物品管理規則に基づく適正な事務処理を行うよう徹底する。</p> <p>【商工業振興課、農業振興課】</p> <p>(1) 公印を押印する書類の取扱いについて、公印の意義を理解し、適正な事務処理に努めることとした。</p> <p>【商工業振興課】</p> <p>(2) 起案文書及び復命文書の取扱いに</p>
--	---

<p>れ、鉛筆書き、修正液による修正がある、決裁や文書公開の欄が未記入または不備といった事例が見られた。起案者、復命者は「文書事務の手引き」に基づき適正な事務処理を行うべきである。また、熊谷市文書管理規程第6条第2項に基づき文書主任も適正な事務処理を行うべきである。</p> <p><b>【商工業振興課、東部地域開発推進室、農業振興課、農地整備課】</b></p>	<p>ついて、「文書事務の手引き」及び熊谷市文書管理規程に基づき適正な事務処理を行うよう周知徹底を図った。</p> <p><b>【商工業振興課、東部地域開発推進室、農業振興課、農地整備課】</b></p>
--	--